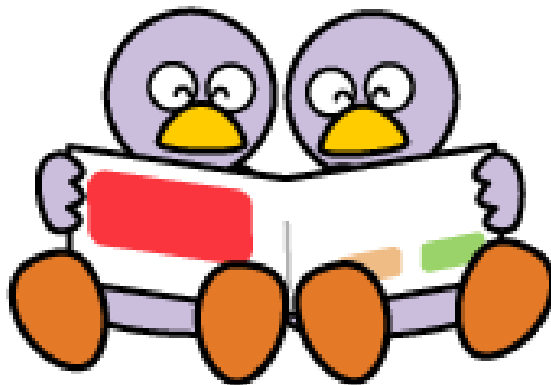


学習ボランティア養成プログラム



埼玉県教育委員会

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

I 学習ボランティア

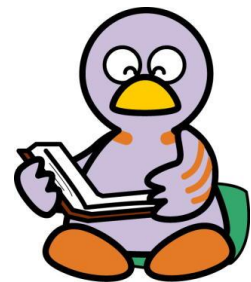
- 1 学習ボランティアとは
- 2 ボランティアによる支援の効果
- 3 ボランティアの心構え
- 4 ボランティア活動を行う時の留意点

II 学習指導

- 1 国語の指導のポイント
- 2 算数の指導のポイント

III 支援のために知っておきたいこと

- 1 低学年の子どもの発達段階について
- 2 特別支援教育について
- 3 児童虐待について
- 4 不登校について



I 学習ボランティア



1 学習ボランティアとは

「学習ボランティア」とは、市町村が行う土曜日の補習的学習に参加して子どもたちへの支援を行うボランティアをいいます。

- (1) 子どもたち一人一人が取り組む自主学習の支援をします。
- (2) 子どもたちが分からないところや苦手なところを支援します。
- (3) 子どもたちの家庭での学習についてアドバイスします。

2 ボランティアによる支援の効果

学校と家庭・地域が一体となって、子どもたちの「生きる力」を育むことはきわめて重要です。

地域の教育力によって子どもたちの支援を行うことにより、次のような効果が期待されます。

- (1) 子どもたちの学習意欲や学力が向上します。
- (2) 子どもたちの学習習慣が身に付きます。
- (3) 地域の人たちとの交流が生まれることで、子どもたちのコミュニケーション能力や社会性が育ちます。

3 ボランティアの心構え

子どもの学習を支援するボランティアとして活動するために、次のような心構えをもって活動することが大切です。

- (1) **できる時にできることから始めます。**
 - ・ 継続してボランティア活動をしていくために、無理をしないよう心がけてください。

- (2) **出合いを大切にします。**
 - ・ 初めて出会う地域の方々を、子どもたちは楽しみに待っています。笑顔と明るいあいさつを心がけ、お互いに早く顔や名前を覚えてください。
 - ・ 笑顔と明るいあいさつは、子どもたちや他のボランティアとの信頼関係を築くことにつながります。

- (3) **心と体を充実させて活動します。**
 - ・ 子どもの笑顔はボランティアを元気にしてくれます。また、ボランティアの笑顔は子どもにやる気や元気をもたらします。ボランティアの皆さん自身が楽しめるように、心と体を充実させて参加してください。

- (4) **安全・安心を第一に考えます。**
 - ・ 活動中、子どもたちの安全・安心の確保は最優先事項です。子どもたちの安全の確保に配慮してください。



4 ボランティア活動を行うときの留意点

ボランティア活動を行う時は、市町村教育委員会の担当者の指示に従って、子どもたちの支援をお願いします。

(1) 学習前には

- ・お互いの健康を確認してください。
- ・当日の動きと学習場所、学習中の安全を確認してください。
- ・子どもが当日取り組む学習内容について確認してください。

(2) 学習中は

- ・名札を付けてください。
- ・明るくあいさつしてください。
- ・ていねいな言葉遣いに心がけ、大きな声で話してください。
- ・子どもの話をよく聞くよう心がけてください。
- ・子どものよいところ、がんばったところを見つけてほめるようにしてください。
- ・様々な家庭環境の子どもがいますので、子どもから家族や家庭のことを話題にしてきても十分に配慮しながら話してください。
- ・「女の子だから・・・」「男の子だから・・・」などの性別に関わる表現の使用については配慮してください。

(3) 学習を終えて

- ・気付いたことは、遠慮せずに市町村教育委員会の担当者に相談してください。
- ・活動を振り返り、ボランティア同士で気付いたことを話し合ったり、記録に残したりしてください。

(4) その他の主な留意点

- ・時には厳しい態度も必要ですが、いかなる場合でも体罰は行わないでください。(主な体罰・・・ぶつ、げんこつ、蹴る、立たせる等)
- ・学習で知った子どもの秘密(個人情報:住所や電話番号等)は守ってください。
- ・子どもの前で親や先生などの批判は絶対にしないでください
- ・補習的な学習を行う時間以外で個別に呼んで指導しないでください。
- ・子どもたちとメールの交換や電話番号の交換はしないでください。
- ・災害や不審者の侵入など、緊急時の避難経路や連絡方法を市町村教育委員会の担当者と確認しておいてください。
- ・市町村教育委員会が定める土曜日の補習的学習のルールを守ってください。

Ⅱ 学習指導

1 国語の指導のポイント

(1) 国語で学習する主な内容

小学校 1・2 年生

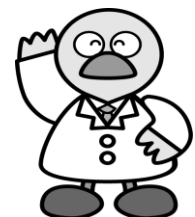
- ◇ 姿勢や用具の持ち方
- ◇ ひらがな、かたかな、漢字の読み書き（1、2年生で習う漢字は別表）
- ◇ のばす音（長音）、小さい「や、ゆ、よ」（拗音）、小さい「っ」（促音）
「ん」（撥音）の表記
- ◇ 「は」「へ」「を」などの助詞の使い方
- ◇ ひとまとまりの語や文として、はっきりした声で音読すること
- ◇ 順序を考えながら、書いてあることを読み取ること
- ◇ 相手に分かるように、順序を考えて書くこと

順序とは、「時間の順序」「作り方の順序」などのことです。

小学校 3・4 年生

- ◇ 漢字の読み書き（3、4年生で習う漢字は別表）
- ◇ 読点（、）の打ち方や改行の仕方
- ◇ ローマ字の読み書き ※3年生の学習内容
- ◇ 文章の中で常体（～だ）と敬体（～です）を使い分けること
- ◇ 国語辞典や漢字辞典の使い方
- ◇ 場面の様子がよく分かるように音読すること
- ◇ 段落の内容やつながりを考えながら読み取ること
- ◇ 段落に注意して文章を書くこと

ほめて、はげます支援をお願いいたします。



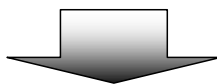
(2) 子どもがつまづきやすい内容

〈小学校1・2年生〉

- ア 長音、拗音、促音、撥音を正しく表記すること
- イ 「は」「へ」「を」などの助詞を文の中で正しく使うこと
- ウ 相手に分かるように、順序を考えて書くこと

〈小学校3・4年生〉

- ア 文の意味を考えて読点（、）を打ったり、文章のまとまりを考えて改行したりすること
- イ ローマ字を正しく読んだり書いたりすること



(3) 効果的な指導方法等

※「(2) 子どもがつまづきやすい内容」と対応しています。

〈小学校1・2年生〉

- ア 長音、拗音、促音、撥音等の学習をする際には、書いたものを声に出して読ませ、確認させるようにする。また、クイズやしりとりなどの遊びを通して書き慣れる機会を意図的に設ける。
- イ 「は」「へ」「を」などの助詞を学習する際には、同じ音をもつ文（例 わたしははあるきます）を例示し、音読させたり写させたりする。
- ウ 作文で鉛筆が止まってしまった児童には、「いつ」「どこで」「何をしたのか」など会話をしながら書かせる。

〈小学校3・4年生〉

- ア 読点を打つときは、文の意味や長さに気を付けさせる。また、改行するときは、段落のはじめや会話の部分に気を付けさせる。
- イ ローマ字を学習する際には、身の回りの言葉を例に挙げて読み書きをさせたり、ローマ字一覧表を見ながら、パソコンを使いローマ字入力で文字を打たせたりする。



演習 国語編

「は」「へ」「を」などの助詞の使い方

「は」「へ」「を」などの助詞を学習する際には、同じ音をもつ文（例 わたしはあるきます）を例示し、音読させたり写させたりすることが有効です。

【演習】

同じ音をもつ例文を作成してみましょう。

※例文には「は」「へ」「を」などの助詞を含みます。

★ と

例 わたしはあるきます。

★ と

★ と

別表（各学年で学習する漢字）

二年生	書けるようにする	<p>【1年生で学習する漢字】 一右雨円王音下火花貝学気九休玉金空月犬見口校五左 三山子四糸字耳七車手十出女小上森人水正生青夕石赤 千川先早草足村大男竹中虫町天田土二日入年白八百文 木本名目立力林六（80字）</p>	読めるようにする	一年生
	読めるようにする	<p>【2年生で学習する漢字】 引羽雲園遠何科夏家歌画回会海絵外角楽活間丸岩顔汽 記帰弓牛魚京強教近兄形計元言原戸古午後語工公広交 光考行高黄合谷国黒今才細作算止市矢姉思紙寺自時室 社弱首秋週春書少場色食心新親凶数西声星晴切雪船線 前組走多太体台地池知茶昼長鳥朝直通弟店点電刀冬当 東答頭同道読内南肉馬売買麦半番父風分聞米歩母方北 毎 妹万明鳴毛門夜野友 用曜来里理話（160字）</p>	書けるようにする	二年生
四年生	書けるようにする	<p>【3年生で学習する漢字】 悪安暗医委意育員院飲運泳駅央横屋温化荷界階開寒感 漢館岸起期客究急級宮球去橋業曲局銀区苦具君係軽血 決研県庫湖向幸港号根祭皿仕死使始指菌詩次事持式実 写者主守取酒受州拾終習集住重宿所暑助昭消商章勝乘 植申身神真深進世整昔全相送想息速族他打对待代第題 炭短談着注柱丁帳調迫定庭笛鉄転都度投豆島湯登等動 童農波配倍箱畑発反坂板皮悲美鼻筆氷表秒病品負部服 福物平返勉放味命面問役薬由油有遊予羊洋葉陽様落流 旅両緑 礼列練路和（200字）</p>	読めるようにする	二年生
	読めるようにする	<p>【4年生で学習する漢字】 愛案以衣位困胃印英栄塩億加果貨課芽改械害街各覚完 官管関観願希季紀喜旗器機議求泣救給挙漁共協鏡競極 訓軍郡径型景芸欠結建健験固功好候航康告差菜最材昨 札刷殺察参産散残士氏史司試児治辞失借種周祝順初松 笑唱焼象照賞臣信成省清静席積折節説浅戦選然争倉巢 束側続卒孫帶隊達単置仲貯兆腸低底停的典伝徒努灯堂 働特得毒熱念敗梅博飯飛費必票標不夫付府副粉兵別辺 変便包法望牧未満未脈民無約勇要養浴利陸良料量輪類 令冷例歴 連老勞録（200字）</p>		

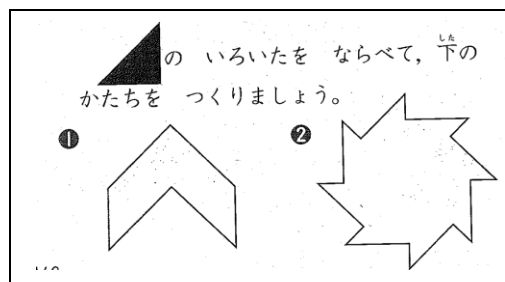
2 算数指導のポイント

(1) 算数で学習する主な内容

小学校 1 年生

例 いろいろな形づくり

- ◇ 100までの数
- ◇ たし算とひき算
- ◇ 時計の読み方
- ◇ 長さくらべ・水のかさくらべ
- ◇ いろいろな形づくり



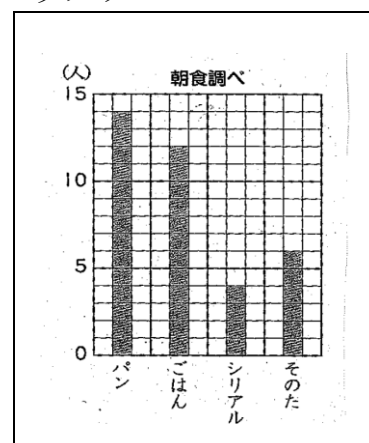
小学校 2 年生

- ◇ 10000までの数
- ◇ 2けたのたし算と3けたまでのひき算
- ◇ 時刻 (例 3時30分) と時間 (例 3時間)
- ◇ 長さや水のかさのはかり方
- ◇ 三角形や四角形などの図形
- ◇ かけ算九九

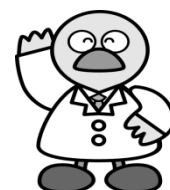
小学校 3 年生

例 ぼうグラフ

- ◇ 1億までの数
- ◇ 3けたのたし算とひき算
- ◇ 秒を含めた時刻と時間の計算
- ◇ わり算やあまりのあるわり算
- ◇ 2けたまでの数をかけるかけ算
- ◇ 二等辺三角形と正三角形
- ◇ 小数の表し方と小数のたし算、ひき算
- ◇ 分数の表し方と分数のたし算、ひき算
- ◇ ぼうグラフ
- ◇ そろばんを使った数の表し方やたし算、ひき算



ほめて、はげます支援をお願いいたします。



(2) 子どもがつまずきやすい内容

〈小学校 1 年生〉

- ア 100までの数について、順に並べたり、大きをくらべたりすること
- イ くり上がりのあるたし算、くり下がりのあるひき算

〈小学校 2 年生〉

- ア 長さの単位の関係
- イ かけ算九九の暗算（特に、大きい段）

〈小学校 3 年生〉

- ア わり算
- イ 分数のたし算とひき算



(3) 効果的な指導方法等

※「(2) 子どもがつまずきやすい内容」と対応しています。

〈小学校 1 年生〉

- ア 数字のカードを数枚並べて、小さい順に並べる活動をさせて、数の並び方のきまりに気付かせる。
- イ ブロックやおはじき、かぞえ棒などを使って、たし算やひき算をさせる。

〈小学校 2 年生〉

- ア 長さの読み方が単位によって変わることを $4\text{ cm } 5\text{ mm} = 45\text{ mm}$ などの例をあげて慣れさせる。また、 4 cm と 5 mm を合わせると 45 mm になることなども、ものさしで確かめさせる。
- イ 九九の表を作り、答えの大きい方から唱えたり、途中から唱えたり、2人組でばらばらに九九の問題を出し合ったりして練習させる。

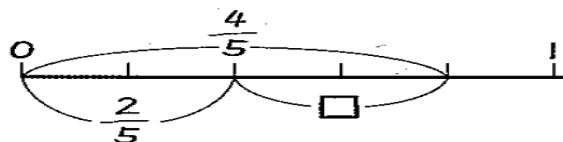
〈小学校 3 年生〉

- ア わり算の答えをかけ算で考えさせる。
(例 $24 \div 3 \rightarrow 3$ にいくつをかけると 24 になるかな?)
- イ 数直線などで、分数の大きさを表し、たし算やひき算の仕方を考えさせる

例

$$\frac{4}{5} - \frac{2}{5}$$

□にあてはまる数は、
 $\frac{1}{5}$ の □ ぶん
だから…。



演習 算数編



くり上がりのあるたし算、くり下がりのあるひき算

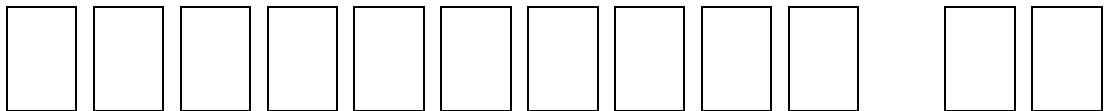
ブロックやおはじき、かぞえ棒などを使って、計算の仕方を理解させることが有効です。

※ブロック等を用意していない場合には、【演習】で取り上げている図などを用いて説明することができます。

【演習】

12 - 7 の計算につまずいている子どもに対し、ブロックなど使って、どのような説明をしますか。

※下の枠内に12個のブロックが並べてあります。



★ 説明

.

.

.

Ⅲ 支援のために知っておきたいこと



1 低学年の子どもの発達段階について

(一般的傾向であり、個人差があります。)

(1) からだの発達

- ・活動的である反面、落ち着いてじっくり取り組むことが苦手である。
- ・疲労しやすいが、休息の必要を意識しない。回復もはやい。

(2) 知的な発達

- ・いろいろなことに興味をもつが、集中できるのは、短時間である。
- ・直接経験的なことや具体的なことは理解しやすいが、間接的なことや抽象的なことは理解しにくい。
- ・感覚的に物事をとらえるが、論理的に考えることは苦手である。
- ・理解できる語彙は少ない。

(3) 社会的な発達

- ・家族や親戚など身近な人に愛情や親近感をもつ。
- ・けんかをよくするが、すぐ仲なおりできる。
- ・仲間意識が弱く、団結心も弱い。
- ・力の強い子や運動好きの子がリーダーとなることが多い。

(4) 心の発達

- ・教師に甘えやすく、身のまわりのできごとなど何でも教師に話したがる。
- ・他人より自分が多く愛され、認められようとする。

(5) 道徳的な発達

- ・道徳的な判断は、おとなに依存する。その場の状況から、善悪を判断する力は弱い。
- ・他人の行動を、よく指摘したり、教師へ訴えたりする。

2 特別支援教育について

(1) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの対応

小・中学校等における通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする子どもの中には、発達障害がある場合があります。

一人一人の状態を的確に把握し、支援することが大変重要です。

(2) 主な特徴

学習障害 (LD)	基本的には全般的な知的発達に遅れがないものの聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来す。
高機能自閉症	人との社会的関係の形成の困難さや言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない。

(3) 受けやすい誤解

通常学級に在籍する発達障害のある子どもは、知的な遅れがないので気付かれにくく誤解を受けることがあります。

(受けやすい意誤解の例)

学習障害 (LD)	<ul style="list-style-type: none"> ・やる気がない ・努力不足 (何度書いても書けないため) ・怠慢
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	<ul style="list-style-type: none"> ・わがままで勝手 ・やる気がない ・しつけがなっていない
高機能自閉症	<ul style="list-style-type: none"> ・変わった子 ・しつけ不足 (パニックになってしまうことから) ・わがまま

- ・誤解されたままでいると、二次的な障害を併発してしまうことが多々あります。
- ・二次的な障害は、気付かれないために必要な支援が受けられずに失敗が積み重なったり、友だちとうまくいかずに疎外感を感じたり、叱責される経験が積み重なったりすることで自信喪失になったり自己評価が下がったりして生じます。

(二次的な障害の例)

- ・うつ状態で不登校になる。
- ・反社会的な行動が強まる。

3 児童虐待について

(1) 児童虐待防止法

【定義】

児童虐待の定義（第2条）

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が、その監護する児童（18歳未満）に対し行う、次に掲げる行為

- ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
⇒ 身体的虐待
- イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
⇒ 性的虐待
- ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②、④の行為と同様な行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
⇒ ネグレクト
- エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（… 略 …）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
⇒ 心理的虐待

〈参考〉

○ 身体的虐待

子どもの身体に打撲傷、あざ、やけどなどの外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える など

○ 性的虐待

- ・ 子どもに性交渉、性的行為を強要する
- ・ 性器や性交渉を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する

○ **ネグレクト（育児放棄）**

- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 下着などを長期間ひどく不潔なままにする
- ・ 乳幼児を家に残したままたびたび外出する など

○ **心理的虐待**

- ・ 言葉による脅かし
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- ・ ほかのきょうだいと著しく差別する など

【通告義務】

ア 児童虐待に係る通告（第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【早期発見等】

ア 児童虐待の早期発見等（第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

イ 通報者の秘密（第7条）

通告を受けた市町村・・・児童相談所・・・通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（一部略）

(2) 虐待の主なチェックポイント

ア こどもの様子

- ・ 不自然な傷やアザがある。
- ・ 服装、髪の毛などが極端に不潔
- ・ 季節や気温にそぐわない服装をしている
- ・ 家に帰りたがらない
- ・ いつもおどおどしている
- ・ 表情や反応が乏しく、元気がない

イ 親の様子

- ・ 子どもへの怒り方が異常である
- ・ 子どもとの関わりが乏しく冷たい態度をとる
- ・ 教職員等（学習支援ボランティアを含む）に対して過度に攻撃的
- ・ 極端ないらだち、不安定がある

気になる子がいた場合、速やかに教育委員会等に気になる点などをなるべく詳しく連絡してください。

4 不登校について

(1) 不登校とは何か

年間（4月1日から翌年の3月31日まで）で、30日以上
の欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社
会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはした
くともできない状況（ただし、「病気」や「経済的な理由」
による者を除く。）とされている。

(2) 不登校を形成する3つの要因（学校環境要因）

<要因1> 学校に嫌なことがある

友人関係が悪化・教師との関係が悪化・学業不適応

<要因2> 嫌なことを自力で解決できない

自己解決力欠如（ソーシャルスキル、セルフコント
ロール）

<要因3> 周囲が本人を支えきれない

支える力の不足（保護者・友人・教師）

(3) 不登校の現状

参照資料 公立小中学校における不登校児童生徒の状況について
～「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より～

ア 調査結果の概要

- ・全国の小中学校不登校児童生徒数は3年連続で減少し、埼玉県では
小中学校ともに4年連続の減少となった。
- ・埼玉県の小学校の不登校の割合は、4年連続で全国平均を下回り
平成8年度以降で最低の割合となった。
- ・埼玉県の中学校の不登校の割合は、2年連続で全国平均を下回り
平成11年度以降で最低の割合となった。

イ 公立小中学校不登校児童生徒数

H23.9.1 現在

		小学校			中学校			合計		
		児童数	割合	ワースト順位	生徒数	割合	ワースト順位	児童生徒数	割合	ワースト順位
埼玉	H21	1,036	0.26%	31	5,509	2.92%	24	6,545	1.12%	29
	H22	1,014	0.26%	36	5,031	2.69%	31	6,045	1.04%	33
		(△22)			(△478)			(△500)		
全国	H21	22,189	0.32%		97,012	2.93%		119,201	1.16%	
	H22	21,529	0.33%		90,185	2.89%		111,714	1.15%	